

2022年5月13日

各位

会社名	石油資源開発株式会社		
代表者名	代表取締役社長	藤田 昌宏	
コード番号	1662 (東証プライム)		
問合先責任者	コーポレートコミュニケーション室長	朝井 卓	
電話番号	03-6268-7110		

定款の一部変更について

石油資源開発株式会社（JAPEX）は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第52回定時株主総会の議案として、「定款中一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 変更案第2条（目的）は、当社の現状の事業内容に則し、事業目的の明確化を図るため、一部変更を加えるものです。
- (2) 変更案第5条（公告方法）は、インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。
- (3) 変更案第17条（電子提供措置等）は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は、不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

具体的な変更箇所及び内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 石油、天然ガス及びその他のエネルギー資源の探査、開発</p> <p>2. 石油、天然ガス及びその他のエネルギー資源の採取、加工、貯蔵、売買、輸送</p> <p>3. 石油、天然ガス及びその他のエネルギー資源の二次製品の製造、販売</p> <p>4. ～5. [省略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>6. ～9.</u> [省略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 石油、天然ガスその他のエネルギー資源の探査、開発</p> <p>2. 石油、天然ガスその他のエネルギー資源の採取、加工、貯蔵、売買、輸送</p> <p>3. 石油、天然ガスその他のエネルギー資源の二次製品の製造、販売</p> <p>4. ～5. [現行どおり]</p> <p><u>6. 太陽光、風力、地熱、バイオマスその他の再生可能エネルギー資源の開発</u></p> <p><u>7. ～10.</u> [現行どおり]</p>
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 本会社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>[削除]</p>

現行定款	変更案
[新設]	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
[新設]	<p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 定款変更に係る日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定): 2022年6月28日

定款変更効力発生時(予定): 2022年6月28日

以上